

## 労災保険 Q & A (抜粋)

**6 - 1 今まで受診していた医療機関が地震による倒壊等のため受診できなくなりました。他の医療機関に受診したい場合はどうすればよいですか。**

A . 療養中の医療機関から他の医療機関へ転医される場合には、転医先の医療機関に、

労災保険で療養継続中であったこと

氏名、生年月日、住所

を申し出てください。転医先の医療機関で労災保険の療養が受けられます。

**1 - 1 仕事中に地震や津波に遭遇してケガをしたのですが、労災保険が適用されますか？**

A . 仕事中に地震や津波に遭いケガをされた（死亡された）場合には、通常業務災害として労災保険給付を受けることができます。

**1 - 3 仕事中に地震にあつて、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険が適用されますか。**

A . 仕事中に地震があり避難することは、仕事に附随する行為となります。したがって津波に限らず、避難港意中に怪我をされた場合は、通常業務災害として労災保険給付が受けられます。

**1 - 5 被災地へ出張していた際、出張用務中に地震や津波に遭いケガをした（死亡した）場合、労災保険が適用されるのでしょうか。**

A . 出張は、開始から終了まで業務遂行性（業務命令に服している状態）があるとされていますので、この間に地震や津波などの災害に遭った場合には、私的行為中などを除いて労災保険の適用があります。

**1 - 6 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地へ派遣（在籍出向・転籍出向）させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。**

A . お尋ねの場合では、出向先までの赴任途中の災害については、原則出向先の労災保険が適用されます。

また出向先での勤務が始まった場合には、通常の勤務となるので業務災害や通勤災害の適用があります。

なお、出向ではなく出張として派遣されたときには、出張開始から終了までに起こった災害は、私的行為中などを除いて、労災保険が適用されます。

**1 - 8 外回りの営業に出ている従業員が、地震や津波で死亡した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。**

A . 事業場の外で勤務しているときに地震や津波に遭遇し、被災した場合には、その時に明らかに私的行為中でない限り、危険な環境で仕事をしていたとして業務災害と認められ、労災保険給付が受けられます。

**2 - 3 会社からの帰宅途上で津波警報が出たため、自宅へ向かわず避難場所へ移動する際にケガをしました。この場合通勤災害になりますか。**

A . 通勤中に警報が出たため避難することは通勤に通常伴う行為ですので、通勤災害として認定されます。

**2 - 4 いつも電車で通勤していますが、地震のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より2時間以上早く自宅を出て会社に向かっている際に怪我をした場合、通勤災害になりますか。**

A . 会社に早く行かなければいけない事情がある場合には、その事情の範囲内で早めに出勤しても認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤でなくなりしますので、気をつけてください。

**2 - 5 いつも電車で通勤していますが、電車が復旧しません。会社はオートバイでの通勤を認めていませんが、渋滞が激しく、オートバイを使わざるを得ません。このオートバイで通勤中にケガをした場合、補償の対象となるのでしょうか。**

A . 会社へ届出をしていない又は承認を受けていない場合であっても、合理的な経路・方法での通勤であれば補償を受けることができます。

**2 - 6 地震で電車が止まってしまったので、4時間歩いて家に帰りました。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。**

A . 普段通勤に使用している電車等がその運行状況によって使用できずに、歩いて帰らざるを得ない状況であれば、通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤でなくなりますので、気をつけてください。

**2 - 7 電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途上でケガをしました。この場合通勤災害になりますか。**

A . 地震によって電車が運休し、自宅に帰ることが出来ずに会社近くのホテルに泊まった場合には、宿泊したホテルを「住居」と認められます。したがって、翌日、会社に勤務のため向かう行為は通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤でなくなりますので、気をつけてください。

**2 - 8 地震のため電車が動いておらず、職場で一晩とまってから翌朝帰宅しました。帰宅途中にケガをした場合、通勤災害になりますか。**

A . 電車が動かないというようなやむを得ない事情がある場合、職場に宿泊してから帰宅する際のケガは通勤災害として認定されます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤でなくなりますので、気をつけてください。

**3 - 3 会社から避難中にケガをし、保険証もなかったので全額自己負担で受診しました。今から労災申請できますか。**

A . 仕事中に避難し、その途中でケガをされた場合には業務上として労災保険の療養が受けられます。既に自己負担されていても、その自己負担分が労災保険から支払われますので、自己負担した金額が確認できる領収証などを添付して請求することとなります。

今回の震災では、労災請求される場合に

任意の様式で請求できること

事業主や診療した医師の証明が無くても受け付けること

などの弾力的な運用をしています。

また請求書の提出方法についても

最寄りの監督署に提出

出張相談を利用しての提出

を可能としていますのでご活用ください。

**4 - 1 ick事中に今回の震災でケガをしました。現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。**

A . 労災の請求は、通常、事業場（会社）を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、今回の震災で被災された方については、  
最寄りの監督署に提出  
出張相談を利用しての提出  
を可能としていますのでご活用ください。

**4 - 3 現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていたATMが遠くなりました。振り込んで貰う口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか。**

A . お振り込み口座の変更は休業補償給付の請求書でできます。請求書に「口座変更」欄があるので、新たに希望する口座を記載して提出してください。  
今回の震災で被災された方については、  
最寄りの監督署に提出  
出張相談を利用しての提出  
を可能としていますのでご活用ください。

**7 - 1 震災で労災保険から支給された車いすが壊れてしまいました。どうにかならないでしょうか。**

A . 労災保険で支給した車いすについては、耐用年数が経過した場合や壊れてしまった場合には、新たに支給することとしています。  
ご相談のように、震災でお使いの車いすが壊れてしまった場合には、耐用年数が過ぎていなくても修理や再支給を行うことができます。詳しくは監督署、労働局や出張窓口にご相談下さい。

**5 - 2 震災により、労災年金の振込先金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失してしまいましたが、口座から労災年金を引き出すことができるのでしょうか。**

A . 労災年金の振込先に指定された金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失した場合であっても、各緊急期間において非常時の取扱いがなされ、預金者本人と確認できれば、預金の払い戻しに応じると聞いておりますので、詳細については、金融機関の窓口へご相談ください。  
なお、届け出印のない場合においても、拇印を認めることとされておりますので、こちらについても金融機関に直接お問い合わせ下さい。